

特別支援教育就学奨励費のお知らせ(令和5年度用)

志木市教育委員会

小学校又は中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、就学のために必要となる経費の一部を補助する制度です。

手続き等に関する詳細なお知らせは、進級(入学)後、改めて学校を通じて配付いたしますので、以下に記載する事項についてご確認いただき、ご準備をお願いします。

1 対象となる方

志木市に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の方 ※ ただし、生活保護、就学援助費の受給世帯又は、児童福祉施設等に措置児童が入所している場合は受給対象外となります。

2 支給される主な経費

項目	支給(上限)額	支給に必要な提出書類
学用品·通学用品購入費	小学校:実費の1/2の額 上限 5,820円 中学校:実費の1/2の額 上限11,370円	・購入物品の内容がわかる 領収書等【留意事項参照】
新 入 学 児 童 生 徒 学用品·通学用品購入費	小学校:実費の1/2の額 上限25,555円 中学校:実費の1/2の額 上限28,990円 ※1学年かつ、令和5年4月1日付認定のみ	・購入物品の内容がわかる 領収書等【留意事項参照】
学 校 給 食 費	実費の 1/2	_
校外活動等参加費 (宿泊なし)	小学校:実費の1/2の額 上限800円 中学校:実費の1/2の額 上限1,155円	_
校外活動等参加費 (宿泊あり)	小学校:実費の1/2の額 上限1,845円 中学校:実費の1/2の額 上限3,105円	_
修 学 旅 行 費	小学校:実費の1/2の額 上限10,790円 中学校:実費の1/2の額 上限28,860円	_
オンライン学習通信費	実費の 1/2 の額 上限 7,000 円	_

- ※支給額は、変更される場合があります。
- ※世帯全員の年間所得金額の状況により、支給対象とならない場合があります。
- ※学校給食費、校外活動費、修学旅行費、オンライン学習通信費については、就学する学校から教育委員会に経費状況または実施状況が提出されますので、書類の提出はありません。

【留意事項】

- 就学奨励費の対象となる学用品等は、原則として、通学や授業で使用するものに限ります。
- 保護者から提出された領収書・レシートにより支給額を算出することから、原則として、 領収書等の提出がないものは、補助を受けることができません。

- 領収書等に記載されている物品名称で物品の特定ができない場合は、追記するなど購入物品を明らかにしてください。
- 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、<u>令和4年10月以降に購入したもの</u>も対象としますので、領収書等は大切に保管してください。
- 領収書等の提出時期については、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定後、就学する学校 を通じて依頼します。

3 (新入学児童生徒) 学用品・通学用品購入費の対象となる主な物品

項目	対象なる経費の範囲	具体例
学用品·通学 用品購入費·	児童・生徒が通常必要とす る学用品の購入費	ノート、筆記用具、練習帳、辞典類、副読本、副教材、体育用靴、ジャージ、体操着、水泳用具、実験・実習用の材料費、上履き、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、美術用具、書道セット、裁縫セットなど
	児童・生徒が通学するため 通常必要とする通学用品の 購入費	通学用服(制服)、通学用靴、雨靴、雨傘、レインコート、帽子など
新入学児童生徒 学用品・通学 用品購入費 (1年生のみ)	新たに入学する児童・生徒 が通常必要とする新入学に あたっての学用品・通学用 品の購入費	ランドセル、通学用カバン、通学用服(制服)、通学 用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子 ※上記のほか、入学準備にあたって通常必要と認め られる学用品及び通学用品
対象とならないもの		家庭学習用の教材、給食用品、ハンカチ、靴下、手袋、 リュックサック、記念写真代、修学旅行用バッグなど ※教育課程以外でも利用される用品

上記の物品を購入した場合は、必ず、購入日、物品名、購入金額が 記載された領収書等を保管しておいてください。

※ 特別支援就学奨励費の支給手続きの際に必要となります。

すでに特別支援学級への通学を予定されている方も、就学援助の申請 は可能です。ご希望の方は、申請書の提出をお願いいたします。

◆ 問い合わせ先

住所: 〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1 電話: 456-5366(直通) 志木市教育委員会教育政策部 学校教育課